

第2次さぬき市総合計画後期基本計画市民意識調査業務委託仕様書

1 業務名

第2次さぬき市総合計画後期基本計画市民意識調査業務

2 業務の目的

さぬき市では、平成27年度から「自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」をまちの将来像とする「第2次さぬき市総合計画」をスタートさせたが、現在取組中の中期基本計画の計画期間が令和4年度までとなっていることから、令和3年度から2か年度をかけて、これまでの4年間を総括し、令和5年度から4年間を計画期間とする後期基本計画の策定に取り組むこととした。

そこで、策定する計画を実効性あるものとするため、まちの主役である市民の意識やニーズを把握するとともに、本市が実施した過去の調査結果及び国や県等の調査結果等との比較検討を行い、第2次さぬき市総合計画後期基本計画の基礎資料を作成することを目的に、標記業務を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日までとする。

4 業務内容

本市が実施した過去の調査票を基本に、委託者との協議を踏まえて調査項目を検討・設計・調整した上で市民意識調査を実施する。また、調査実施後には、調査結果の集計・分析を行い、その結果をまとめた調査報告書を作成するとともに、第2次さぬき市総合計画後期基本計画における序章に記載する内容を掲載内容（案）として提案する。

(1) 調査対象者

本市に住む18歳以上の市民

※令和3年6月1日現在の住民基本台帳から年齢階層・性別に考慮して本市が無作為抽出する。

※前回調査の有効回答率：45.8%

(2) 調査方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、並びに行政手続におけるデジタル化を推進する観点から、本調査では回答時に調査対象者が郵送またはインターネットいずれかの回答方法を選択できる方式で実施すること。

ア 調査票等の作成

本市が実施した過去の調査票を基本に、委託者との協議を踏まえて調査項目を検討・設計・調整した上で調査票（郵送・インターネット共通）を作成する。

① 調査項目の設定

平成29年度に実施した前回調査の調査項目、国や県等が実施する調査を参考に、本市の現状や課題、市民のニーズ等を的確に捉え、第2次さぬき市総合計画後期基本計画策定に必要な基礎資料が収集できる調査項目を設定する。

② インターネット回答方式による調査方法の決定、実施準備

インターネット回答方式による調査方法を委託者に提示し、実施方法を決定する。調査方法決定後は、システム構築等の準備を行い、調査票の納品までに構築したシステムの動作テストを実施する。

③ 調査票及び封筒の印刷

区分	印刷部数	仕上り	用紙色・その他
調査票	2, 500部 (予備50部)	A4版16ページ両面 印刷(黒1色刷)	若草色
発送用封筒	2, 550枚	角形2号・封緘テープ付 (黒1色刷)	第2次さぬき市総合計画後期基本計画 市民意識調査 調査票在中、発送元住所宛名及び後納料金の表記印刷
返信用封筒	2, 550枚	長形3号・封緘テープ付 (黒1色刷)	第2次さぬき市総合計画後期基本計画 市民意識調査 調査票在中、返信先住所宛名、料金受取人払い承認番号及びバーコードの表記印刷

※インターネット回答に必要な書類がある場合は適宜追加すること。

※その他必要な事項について別途指示する。

④ 調査票の納品

発送用封筒に調査票、返信用封筒の封入及び封緘並びに宛名ラベルの貼付を行い、委託者が指定する場所に納品すること。また、納品に当たっては、発送書類（発送用封筒・調査票・返信用封筒等）の合計重量が100g未満に、返信書類（調査票・返信用封筒）の合計重量が50g未満になっていることを確認すること。

なお、宛名ラベルは委託者が準備するものとし、予備については封入のみ行い、封緘しないこと。

イ 調査票の配布及び回収

⑤ 調査票の配布

調査票の配布は委託者が実施し、その配布にかかる郵送料は委託者が負担する。

⑥ 調査票（郵送回答方式）の回収

郵送回答方式で回収される調査票の返信先は、さぬき市総務部政策課とし、その回収にかかる郵送料は委託者が負担する。

なお、返信された封筒は開封せずに受託者へ渡すものとし、回収した調査票を受託者まで送付する場合の送料については、受託者で負担するものとする。

⑦ 調査票（インターネット回答方式）の回収

インターネット回答方式による回答を選択した調査対象者の調査結果を回収する。

なお、調査結果の回答に当たっては、重複回答を防止する措置を講ずるほか、回収された回答結果は、委託期間満了まで受託者の責任において確実な方法で保管・保存すること。

(3) 調査結果の集計・分析・コンサルティング

ア 集計

第2次さぬき市総合計画後期基本計画策定のために必要な単純集計、経年比較、クロス集計等を行うほか、自由回答の集約を行う。

イ 分析

各設問について、結果をわかりやすく簡潔に説明したコメントを作成し、必要に応じて考察を加える。

集計において算出した数値は、設問ごとに集計表及びグラフを作成し、必要に応じて本市の過去の調査及び国、県等の調査と比較ができるよう整理するものとする。

また、自由意見については、回答内容を整理・分類し、回答の傾向がわかるように取りまとめ、統計的手法を用いて分析を行うこと。

なお、集計・分析に当たっては、主要な属性等に分けて行うことを基本とし、その詳細については委託者と協議の上で決定するものとする。

ウ コンサルティング

調査に必要な事項や集計分析結果等を踏まえ、専門的な観点から第2次さぬき市総合計画後期基本計画策定に必要な方策について委託者へ提言や支援を行うこと。

エ 調査報告書の作成

一連の作業を基に、「第2次さぬき市総合計画後期基本計画 市民意識

調査報告書」を作成する。

なお、調査報告書は、設問ごとに集計表、グラフ、分析コメントを掲載することとし、必要に応じて国や県等のデータとの比較を加えるものとする。

オ 第2次さぬき市総合計画後期基本計画 序章記載内容（案）の提案

調査項目の検討、調査結果の集計・分析、調査報告書の作成等の過程で得た知見を活用し、第2次さぬき市総合計画後期基本計画の序章に記載する内容（案）を提示する。

なお、提示する記載内容（案）は、第2次さぬき市総合計画中期基本計画の序章（1－24頁）に準じたものを原則とするが、受託者の創意工夫を反映したもので差し支えない。

(4) 協議・打合わせ等

受託者は、本業務の実施に当たり、本市と綿密な協議及び打合せ等を行い、その項を記録し、相互に確認しなければならない。

5 成果品の納品

(1) 成果品

ア 市民意識調査報告書

① 第2次さぬき市総合計画後期基本計画市民意識調査報告書

A4版、簡易製本したもの 2部

② 電子データ

集計した元データ、集計結果等数値データは、Microsoft Excel 形式とし、原稿データは、Microsoft Word 形式及び PDF 形式とする。

また、PDF 形式は、報告書全文及び項目ごとに分割したものとする。

なお、電子データは、Microsoft office 2016 以上のアプリケーションファイルにより作成することとし、最新の状態に更新されたウイルスソフトによるコンピュータウイルスチェックを行った上で、記憶媒体（CD-ROM または USB メモリ）に保存し、提出すること。

イ 第2次さぬき市総合計画後期基本計画 序章記載内容（案）

電子データ（Microsoft Word 形式）とし、記憶媒体（CD-ROM または USB メモリ）に保存し、提出すること。

ウ 郵送回答方式により回収した調査票

ファイルに綴じて提出すること。

エ インターネット回答方式により回収した回答結果

記憶媒体（CD-ROM または USB メモリ）に保存し、提出すること。

(2) 納入場所

さぬき市総務部政策課

(3) 納入期限

令和4年2月28日(月)

6 資料の返還、情報の消去

受託者は、委託業務を完了した際には、委託者から提供された本委託業務に関する資料及び情報を速やかに返還し、並びにデータの消去（フォントデータを含む。）及び媒体の破壊を行い、その旨の証明書を本市に提出し報告をすることとする。

7 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

8 その他

- (1) 本委託事業に関する著作権は、すべてさぬき市に帰属するものとする。
- (2) この仕様書は概略を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても、目的遂行上当然に必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等を遵守しなければならない。
- (5) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議のうえ決定する。